

随意契約理由書

1 請負業者名 : 安藤建設株式会社

2 工 事 件 名 : 赤坂設備センター新築第2回工事

3 随意契約理由 : 本工事は、赤坂設備センター新築工事からの継続工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事であること及び前回工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められる。
以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第4号イに基づき、安藤建設株式会社と随意契約を締結することとしたい。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 18 年 4 月 3 日
2	請 負 業 者 名	安藤建設株式会社
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区芝浦 3-12-8
4	工 事 件 名	赤坂設備センター新築第 2 回工事
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	設備センター新築工事一式
8	工 期（自）	平成 18 年 4 月 1 日
9	工 期（至）	平成 19 年 3 月 31 日
10	請 負 金 額	138,600,000 円

随意契約理由書

1 請負業者名 : 株式会社浅沼組

2 工 事 件 名 : 正倉院事務所ほか新築第4回工事

3 随意契約理由 : 本工事は、正倉院事務所ほか新築工事からの継続工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事であること及び前回工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められる。
以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第4号イに基づき、株式会社浅沼組と随意契約を締結することとしたい。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 18 年 4 月 3 日
2	請 負 業 者 名	株式会社淺沼組
3	請 負 業 者 の 住 所	大阪市天王寺区東高津町 1 2 - 6
4	工 事 件 名	正倉院事務所ほか新築第 4 回工事
5	工 事 場 所	奈良県奈良市雑司町 (正倉院内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	建築工事一式
8	工 期 (自)	平成 18 年 4 月 1 日
9	工 期 (至)	平成 19 年 3 月 31 日
10	請 負 金 額	268,800,000 円

随意契約理由書

1 請負業者名 : 株式会社大林組

2 工事件名 : 賢所等改修工事

3 随意契約理由 : 本件工事は、賢所等施設のうち、賢所、皇霊殿、神殿の総称である宮中三殿を中心とした改修工事であり、平成16年度に実施した耐震劣化診断詳細調査の結果、各所に著しい劣化が判明したため、耐震補強も含めた施設の維持保存のために行われるものである。

賢所等施設は、明治21年に創建された築115年以上の歴史を持つ貴重な木造建築物であり、また、宮中三殿は、皇位とともに継承される御由緒物であり、宮中における極めて重要な祭祀が執り行われる場所でもあることから、宮内庁が維持管理する最も重要な施設の一つである。

施工にあたっては、以下の4点が必須の条件となる。

- ①当庁における施工実績を十分に有すること。
- ②施行場所が皇居の特別地域内にあることから、御動静等の際に支障をきたさぬよう工事を中断するなどの臨機応変な現場対応ができる施工監理能力を有すること。
- ③創建時の建築様式を十分理解しているとともに、熟練した高度な専門的技術を有すること。
- ④宮中における極めて重要な祭祀が執り行われる場所でもあることから、確実な情報管理能力を有すること。

株式会社大林組は、これまで賢所等施設の主たる建築工事や御所等当庁における重要な施設の工事を請け負った実績を有し、また、江戸・明治期に創建された歴史的に貴重な当庁の木造建築物の改修工事については、これまで同社のみが請け負い、その工事の仕上がりについても申し分がないなど、本件工事の施工に必要な条件を全て満たす唯一の業者である。

以上の理由により、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、株式会社大林組と随意契約を締結するものである。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 18 年 4 月 12 日
2	請 負 業 者 名	株式会社 大林組東京本社
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南 2 丁目 1 5 番 2 号
4	工 事 件 名	賢所等改修工事
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田 (皇居内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	改修工事一式
8	工 期 (自)	平成 18 年 4 月 13 日
9	工 期 (至)	平成 19 年 3 月 31 日
10	請 負 金 額	388,500,000 円

随意契約理由書

1 請負業者名 : 清水建設株式会社

2 工事件名 : 皇居東御苑内本丸中之門石垣修復第2回工事

3 随意契約理由 : 本工事は、皇居東御苑内本丸中之門石垣修復工事からの継続工事であり、平成17年度に石垣の解体をし、平成18年度はその修復を行うものである。

中之門石垣は特別史跡江戸城跡に指定されており、石垣修復にあたり石垣の構造等については、基本的に既存構造通りに復元することが文化財の見地から求められている。

このことにより、前回工事の石垣の解体時には、遺構等の調査や石垣の詳細な調査も平行して実施しており、そのデータに基づき修復を行うものであり、解体と修復が密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断される。さらに、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められる。

以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第4号イに基づき、清水建設株式会社と随意契約を締結することとしたい。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 18 年 4 月 18 日
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号
4	工 事 件 名	皇居東御苑内本丸中之門石垣修復第 2 回工事
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）
6	工 事 種 別	土木一式工事
7	工 事 概 要	石垣修復工事一式
8	工 期（自）	平成 18 年 4 月 19 日
9	工 期（至）	平成 19 年 3 月 30 日
10	請 負 金 額	211,050,000 円

随意契約理由書

1 請負業者名 : 清水建設株式会社

2 工事件名 : 秋篠宮邸私室棟建具改修ほか工事

3 随意契約理由 : 本工事は、皇族殿邸という皇族としての品位を保持するに相応しい施設の工事であり、施工場所は中でも御生活に直接関わる部分であるため、御留守中等の限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められ、また、既存施設との意匠の整合性が厳しく求められる工事である。
この限られた時間内に意匠性を損なうことなく、確実に施工を完了させるためには、収まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。
清水建設(株)は、当該施設等の新築及び改築工事を施工し、当該施設を熟知した唯一の会社である。
以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を締結することとしたい。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 18 年 5 月 18 日
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号
4	工 事 件 名	秋篠宮邸私室棟建具改修ほか工事
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	各種建具取設及び改修ほか
8	工 期（自）	平成 18 年 5 月 19 日
9	工 期（至）	平成 18 年 5 月 24 日
10	請 負 金 額	2,835,000 円

随意契約理由書

1 請負業者名 : 株式会社 山武

2 工 事 件 名 : 御所ほか空調用自動制御機器取替工事

3 随意契約理由 : 本工事は、御所及び須崎御用邸に設置されている空調用自動制御機器のうち経年劣化した機器を取り替える工事である。

空調用自動制御機器は、冷暖負荷に応じて空調設備の機器類を適正に連動させ制御する重要機器である。また、建物の適切な温湿度を保つ必要があるため、本機器を製造したもの以外に施工させた場合、運転に著しい支障が生じる恐れがある。

当該空調用自動制御機器は、(株)山武製であり、設計・製造・販売・施工を行っている会社である。また、当該設備に関する修繕及び保守部門を担当する唯一の会社である。

以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を締結することとしたい。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 18 年 5 月 24 日
2	請 負 業 者 名	株式会社山武
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
4	工 事 件 名	御所ほか空調用自動制御機器取替工事
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）ほか
6	工 事 種 別	機械器具設置工事
7	工 事 概 要	空調用自動制御機器取替工事一式
8	工 期（自）	平成 18 年 5 月 25 日
9	工 期（至）	平成 18 年 9 月 29 日
10	請 負 金 額	4,284,000 円

随意契約理由書

- 1 請負業者名 : 三菱電機ビルテクノサービス株式会社
- 2 工 事 件 名 : 御所昇降機地震時管制運転装置取付ほか改修工事
- 3 随意契約理由 :

本工事は、御所、宮内庁庁舎及び書陵部貴重図書庫に設置されている昇降機に地震時管制運転装置取付等の改修工事と、御所に設置の空調換気扇の経年劣化した部品（エレメント）を取り替える工事である。

昇降機地震時管制運転装置取付等改修は、既存昇降機に地震時に安全確実な誘導機能等を有する装置を一連の設備として取り付けるものであるが、昇降機は製造者の設計による独自性の高い設備であることから、改修工事を製造者以外の者に施工させた場合、その機能に著しい支障が生じる恐れがある。

また、空調換気扇も同様に、製造者の設計による独自性の高い設備であることから、設備本体に内蔵された部品（エレメント）取替工事を製造者以外の者に施工させた場合、その機能に著しい支障が生じる恐れがある。

三菱電機ビルテクノサービス㈱は当該設備（昇降機及び空調換気扇）を設計・製造した三菱電機㈱の系列会社で、三菱電機㈱が製造した機器に関する改修を担当する唯一の会社である。

以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を締結することとしたい。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 18 年 6 月 5 日
2	請 負 業 者 名	三菱電機ビルテクノサービス株式会社東京支社
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都荒川区荒川七丁目 19 番 1 号
4	工 事 件 名	御所昇降機地震時管制運転装置取付ほか改修工事
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）
6	工 事 種 別	機械器具設置工事
7	工 事 概 要	昇降機地震時管制運転装置等取付改修ほか一式
8	工 期（自）	平成 18 年 6 月 6 日
9	工 期（至）	平成 18 年 7 月 31 日
10	請 負 金 額	7,318,500 円

随意契約理由書

1 請負業者名 : 株式会社大林組

2 工事件名 : 御所各所修繕ほか工事

3 随意契約理由 : 本工事は、御所の公室棟及び事務棟の修繕を行う工事である。
施工場所は、公室部分であるため、御留守中等の限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められ、既存施設との意匠の整合性が厳しく求められる工事である。
また、事務棟部分についても公室部分同様に時間的制約を受ける工事である。
この限られた時間内に意匠性を損なうことなく、確実に施工を完了させるためには、収まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。
株大林組は、当該施設の新築及び改築工事を施工し、当該施設を熟知した唯一の会社である。
以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を締結することとしたい。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 18 年 6 月 7 日
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本社
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南 2 丁目 1 5 番 2 号
4	工 事 件 名	御所各所修繕ほか工事
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田 (皇居内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	各所修繕ほか工事一式
8	工 期 (自)	平成 18 年 6 月 8 日
9	工 期 (至)	平成 18 年 6 月 30 日
10	請 負 金 額	2,415,000 円

随意契約理由書

1 請負業者名 : 東京ガス株式会社

2 工 事 件 名 : 皇居蓮池参集所ほか埋設ガス配管改修工事

3 随意契約理由 : 本工事は、皇居蓮池参集所、宮内庁病院管理棟及び高輪皇族邸内各建物へ都市ガスを供給するための地中埋設配管のうち劣化した鋼製配管の箇所をポリエチレン製配管に改修するものである。
本工事は、ガス事業法に基づき許可を受けた事業者である東京ガス(株)に施工者が特定される。
以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を締結することといたしたい。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 18 年 6 月 19 日
2	請 負 業 者 名	東京瓦斯株式会社首都圏西導管事業部南部内管保安センター
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区芝浦一丁目 1 6 番地 2 5 号
4	工 事 件 名	皇居蓮池参集所ほか埋設ガス配管改修工事
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）ほか
6	工 事 種 別	管工事
7	工 事 概 要	ガス配管改修工事一式
8	工 期（自）	平成 18 年 6 月 20 日
9	工 期（至）	平成 18 年 8 月 31 日
10	請 負 金 額	7,087,500 円

随意契約理由書

1 請負業者名 : 株式会社浅沼組

2 工 事 件 名 : 正倉院事務所ほか新築第5回工事

3 随意契約理由 : 本工事は、正倉院事務所ほか新築工事からの継続工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事であること及び前回工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められる。
以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第4号イに基づき、株式会社浅沼組と随意契約を締結することとしたい。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 18 年 7 月 12 日
2	請 負 業 者 名	株式会社淺沼組
3	請 負 業 者 の 住 所	大阪市天王寺区東高津町 1 2 番 6 号
4	工 事 件 名	正倉院事務所ほか新築第 5 回工事
5	工 事 場 所	奈良県奈良市雑司町 (正倉院内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	建築工事一式
8	工 期 (自)	平成 18 年 7 月 13 日
9	工 期 (至)	平成 19 年 3 月 31 日
10	請 負 金 額	195,300,000 円

随意契約理由書

1 請負業者名 : 郡リース株式会社

2 工 事 件 名 : 秋篠宮邸女子職員棟増築ほか工事

3 随意契約理由 : 本工事は、秋篠宮邸女子職員棟2階ベランダ部分に浴室を増築する工事である。
当該建物は、平成2年に建てられたプレハブ建物であり、柱・梁その他の収まり等が製造者固有の形状を成しているため、現状建物の強度性能を維持しつつ、本工事の施工を確実に完了させるためには、これらを熟知した現建物プレハブ製造業者による責任施工が必須である。
郡リース(株)は、当該建物を製造・施工した会社で、同建物を熟知した唯一の会社である。
以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、郡リース(株)と随意契約を締結することとしたい。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 18 年 7 月 26 日
2	請 負 業 者 名	郡リース株式会社
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区六本木6丁目11番17号
4	工 事 件 名	秋篠宮邸女子職員棟増築ほか工事
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	増築ほか工事一式
8	工 期（自）	平成 18 年 7 月 27 日
9	工 期（至）	平成 18 年 9 月 29 日
10	請 負 金 額	6,090,000 円

随意契約理由書

1 請負業者名 : 大成建設株式会社

2 工事件名 : 宮殿各所保全整備工事

3 随意契約理由 : 本工事は、宮殿回廊ほか絨毯敷き替え、千鳥・千草の間の特殊障子紙張替及び東庭松の塔補修等を行う工事である。
宮殿は、国家的行事の行われる国を象徴する建物という特殊性から、昭和35年1月29日にその造営工事について閣議決定されたものであり、昭和39年7月1日から着工した造営工事に先立っての業者選定において、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（(株)大林組、鹿島建設(株)、清水建設(株)、大成建設(株)、(株)竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され、その施工にあたっては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって竣工したものである。
大成建設株式会社は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者である。
以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、上記業者と随意契約を締結することとしたい。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 18 年 8 月 1 日
2	請 負 業 者 名	大成建設株式会社東京支店
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都新宿区西新宿六丁目 8 番 1 号
4	工 事 件 名	宮殿各所保全整備工事
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	保全整備工事一式
8	工 期（自）	平成 18 年 8 月 2 日
9	工 期（至）	平成 18 年 12 月 22 日
10	請 負 金 額	37,065,000 円

随意契約理由書

1 請負業者名 : 清水建設株式会社

2 工事件名 : 秋篠宮邸改修ほか工事

3 随意契約理由 : 本工事は、皇族殿邸という皇族としての品位を保持するに相応しい施設の工事であり、施工場所は中でも御生活に直接関わる部分であるため、御留守中等の限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められ、また、既存施設との意匠の整合性が厳しく求められる工事である。
この限られた時間内に意匠性を損なうことなく、確実に施工を完了させるためには、収まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。
清水建設(株)は、当該施設等の新築及び改築工事を施工し、当該施設を熟知した唯一の会社である。
以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を締結することとしたい。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 18 年 8 月 2 日
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号
4	工 事 件 名	秋篠宮邸改修ほか工事
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	改修ほか工事一式
8	工 期（自）	平成 18 年 8 月 3 日
9	工 期（至）	平成 18 年 9 月 15 日
10	請 負 金 額	10,710,000 円

随意契約理由書

1 請負業者名 : 安藤建設株式会社

2 工 事 件 名 : 赤坂設備センター新築第3回工事

3 随意契約理由 : 本工事は、赤坂設備センター新築工事からの継続工事であり、一体の構造物の構築等を目的とする工事であること及び前回工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が技術的に必要と判断され、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえでも前回工事施工者以外の者に施工させることが不利と認められる。
以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第4号イに基づき、安藤建設株式会社と随意契約を締結することとしたい。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 18 年 8 月 8 日
2	請 負 業 者 名	安藤建設株式会社
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区芝浦三丁目 1 2 番 8 号
4	工 事 件 名	赤坂設備センター新築第 3 回工事
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	設備センター新築工事一式
8	工 期（自）	平成 18 年 8 月 9 日
9	工 期（至）	平成 19 年 3 月 31 日
10	請 負 金 額	52,500,000 円

随意契約理由書

1 請負業者名 : 株式会社大林組

2 工事件名 : 宮殿表御座所附属棟屋根修繕ほか工事

3 随意契約理由 : 本工事は、宮殿表御座所附属棟屋根修繕及び廊下折戸取替を行う工事である。

宮殿は、国家的行事の行われる国を象徴する建物という特殊性から、昭和35年1月29日にその造営工事について閣議決定されたものであり、昭和39年7月1日から着工した造営工事に先立っての業者選定において、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（株大林組、鹿島建設株、清水建設株、大成建設株、株竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され、その施工にあたっては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって竣工したものである。

株大林組は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者である。

以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、上記業者と随意契約を締結することとしたい。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 18 年 8 月 9 日
2	請 負 業 者 名	株式会社 大林組東京本社
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南 2 丁目 1 5 番 2 号
4	工 事 件 名	宮殿表御座所附属棟屋根修繕ほか工事
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田 (皇居内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	屋根修繕ほか工事一式
8	工 期 (自)	平成 18 年 8 月 10 日
9	工 期 (至)	平成 18 年 9 月 29 日
10	請 負 金 額	2,940,000 円

随意契約理由書

1 請負業者名 : 株式会社大林組

2 工事件名 : 賢所等改修第2回工事

3 随意契約理由 : 本件工事は、賢所等改修工事の継続工事である。
賢所等施設は、明治21年に創建された築115年以上の歴史を持つ、賢所、皇霊殿、神殿の総称である宮中三殿を中心とした貴重な木造建築物であり、宮内庁が維持管理する最も重要な施設の一つであるため、施工にあたっては、当庁における施工実績を十分に有し、かつ、施工場所が皇居の特別地域内にあることから、御動静等の際に支障をきたさぬよう工事を中断するなどの臨機応変な現場対応ができる施工監理能力を有すること等が必須の条件であり、本件工事に先だって行われた賢所等改修工事において、これまで賢所等施設の主たる建築工事や御所等当庁における重要な施設の工事を請け負った実績を有するなど、これらの条件を全て満たす(株)大林組と随意契約を締結したものである。
また、本件工事は前工事に引き続き施工される工事で、前工事施工者に施工させた場合は経費の節減が確保できること、さらに、前工事と本件工事とが一体の施設の整備等を目的とし、かつ、前工事と本件工事の施工者が異なる場合は、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる工事でもある。
以上の理由により、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、株式会社大林組と随意契約を締結するものである。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 18 年 8 月 9 日
2	請 負 業 者 名	株式会社 大林組東京本社
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南 2 丁目 1 5 番 2 号
4	工 事 件 名	賢所等改修第 2 回工事
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田 (皇居内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	改修工事一式
8	工 期 (自)	平成 18 年 8 月 10 日
9	工 期 (至)	平成 19 年 3 月 31 日
10	請 負 金 額	90,300,000 円

随意契約理由書

1 請負業者名 : 清水建設株式会社

2 工事件名 : 秋篠宮邸屋外階段取設ほか工事

3 随意契約理由 : 本工事は、皇族殿邸という皇族としての品位を保持するに相応しい施設の工事であり、施工場所はその中でも御生活に直接関わる部分であるため、御動静等に配慮しつつ限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められ、また、既存施設との意匠の整合性が厳しく求められる工事である。
この限られた時間内に意匠性を損なうことなく、確実に施工を完了させるためには、収まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。
清水建設(株)は、当該施設等の新築及び改築工事を施工し、当該施設を熟知した唯一の会社である。
以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を締結することとしたい。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 18 年 8 月 11 日
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号
4	工 事 件 名	秋篠宮邸屋外階段取設ほか工事
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	屋外階段取設ほか工事一式
8	工 期（自）	平成 18 年 8 月 12 日
9	工 期（至）	平成 18 年 9 月 29 日
10	請 負 金 額	16,800,000 円

随意契約理由書

1 請負業者名 : 清水建設株式会社

2 工事件名 : 東宮御所各所修繕工事

3 随意契約理由 : 本工事は、東宮御所各所の改修を行うものである。
施工は、日々の御生活及び行事等に支障をきたさない時期を選定したうえで短期間で行うことが必須であることから、施工業者には、当庁が指定する短期間内に安全かつ確実に工事を完了させることが求められる。
清水建設(株)は、昭和35年に完成した東宮御所の新築工事を請け負った共同企業体の一員であり、その後昭和53年に完成した増築工事や、幾度となく行われた改修工事を履行した実績を有していることから、本工事を短期間内に安全かつ確実に実施することができる唯一の業者である。
以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を締結することとしたい。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 18 年 8 月 21 日
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号
4	工 事 件 名	東宮御所各所修繕工事
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	各所修繕工事一式
8	工 期（自）	平成 18 年 8 月 21 日
9	工 期（至）	平成 18 年 9 月 15 日
10	請 負 金 額	4,200,000 円

随意契約理由書

1 請負業者名 : 株式会社大林組

2 工事件名 : 宮殿表御座所附属棟屋根修繕ほか第2回工事

3 随意契約理由 : 本工事は、宮殿表御座所附属棟屋根修繕ほか工事の継続工事であり、同所床下木部修繕を行う工事である。

宮殿は、国家的行事の行われる国を象徴する建物という特殊性から、昭和35年1月29日にその造営工事について閣議決定されたものであり、昭和39年7月1日から着工した造営工事に先立っての業者選定において、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（株大林組、鹿島建設株、清水建設株、大成建設株、株竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され、その施工にあたっては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって竣工したものである。

株大林組は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者である。

以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、上記業者と随意契約を締結することとしたい。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 18 年 9 月 6 日
2	請 負 業 者 名	株式会社 大林組東京本社
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南 2 丁目 1 5 番 2 号
4	工 事 件 名	宮殿表御座所附属棟屋根修繕ほか第 2 回工事
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田 (皇居内)
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	屋根修繕ほか工事一式
8	工 期 (自)	平成 18 年 9 月 7 日
9	工 期 (至)	平成 18 年 9 月 29 日
10	請 負 金 額	2,520,000 円

随意契約理由書

- 1 請負業者名 : ㈱ヒラカワガイダム

- 2 工 事 件 名 : 宮内庁庁舎ボイラ制御盤ほか修理工事

- 3 随意契約理由 :
本工事は、宮内庁庁舎地階機械室に設置されているボイラ用制御盤の修理をおこなう工事である。
施工対象は、ボイラの運転制御にかかわる重要な制御装置の一部であることから、既設設備を製造したもの以外に施工させた場合、ボイラ運転に著しい支障が生じる恐れがある。
㈱ヒラカワガイダムは、当該設備を設計及び製造した会社であり、同設備を熟知した唯一の会社である。
以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を締結することとしたい。

随意契約調書

1	契約年月日	平成18年10月6日
2	請負業者名	株式会社ヒラカワガイダムフィールドサービス首都圏支店
3	請負業者の住所	東京都中央区日本橋浜町1丁目11番3号ヴィップ日本橋浜町1階
4	工事件名	宮内庁庁舎ボイラ制御盤ほか修理工事
5	工事場所	東京都千代田区千代田（皇居内）
6	工事種別	機械器具設置工事
7	工事概要	ボイラ制御盤ほか修理工事一式
8	工期（自）	平成18年10月7日
9	工期（至）	平成18年12月15日
10	請負金額	3,045,000円

随意契約理由書

1 請負業者名 : 荏原冷熱システム(株)

2 工 事 件 名 : 宮殿設備管制所冷凍機修理工事

3 随意契約理由 : 本工事は、宮殿設備管制所に設置されている冷凍機の分解整備及び経年劣化した部品取替を行う工事である。
施工対象は、既設冷凍機本体及び主要付属機器類であり、同設備は製造者の設計による独自性の高い設備であることから、同設備を製造した者以外に施工させた場合、当該設備の運転に著しい支障が生じる恐れがある。
荏原冷熱システム(株)は、当該設備を設計・製造・施工し、保守点検を行っている会社であり、同設備を熟知した唯一の会社である。
以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を締結することとしたい。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 18 年 12 月 21 日
2	請 負 業 者 名	荏原冷熱システム株式会社
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都大田区羽田5丁目1番13号
4	工 事 件 名	宮殿設備管制所冷凍機修理工事
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）
6	工 事 種 別	管工事
7	工 事 概 要	冷凍機修理工事一式
8	工 期（自）	平成 18 年 12 月 22 日
9	工 期（至）	平成 19 年 3 月 28 日
10	請 負 金 額	2,992,500 円

随意契約理由書

1 請負業者名 : 清水建設株式会社

2 工事件名 : 宮殿長和殿各所修繕工事

3 随意契約理由 : 本工事は、宮殿長和殿小屋裏改修等を行う工事である。
宮殿は、国家的行事の行われる国を象徴する建物という特殊性から、昭和35年1月29日にその造営工事について閣議決定されたものであり、昭和39年7月1日から着工した造営工事に先立っての業者選定において、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（株）大林組、鹿島建設（株）、清水建設（株）、大成建設（株）、（株）竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され、その施工にあたっては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって竣工したものである。
清水建設株式会社は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者である。
以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、上記業者と随意契約を締結することとしたい。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 19 年 2 月 20 日
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号
4	工 事 件 名	宮殿長和殿各所修繕工事
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	修繕工事一式
8	工 期（自）	平成 19 年 2 月 21 日
9	工 期（至）	平成 19 年 3 月 30 日
10	請 負 金 額	3,570,000 円

随意契約理由書

1 請負業者名 : 清水建設株式会社

2 工事件名 : 秋篠宮邸 2 階間仕切壁取設ほか工事

3 随意契約理由 : 本工事は、秋篠宮邸 2 階の部屋間に間仕切壁を取設すると共に、造り付け家具設置を行う工事である。
本工事は、皇族邸という皇族としての品位を保持するに相応しい施設の工事であり、施工場所は中でも御生活に直接関わる部分であるため、御留守中等の限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められ、また、既存施設との意匠の整合性が厳しく求められる工事である。
この限られた時間内に意匠性を損なうことなく、確実に施工を完了させるためには、収まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。
清水建設(株)は、当該施設等の新築及び改築工事を施工し、当該施設を熟知した唯一の会社である。
以上の理由により、会計法第 29 条の 3 第 4 項、予算令第 102 条の 4 第 3 号に基づき、同社と随意契約を締結することとしたい。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 19 年 3 月 14 日
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号
4	工 事 件 名	秋篠宮邸 2 階間仕切壁取設ほか工事
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）
6	工 事 種 別	建築一式工事
7	工 事 概 要	間仕切壁取設ほか工事一式
8	工 期（自）	平成 19 年 3 月 15 日
9	工 期（至）	平成 19 年 3 月 30 日
10	請 負 金 額	3,360,000 円